



2025 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 京浜急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 川俣 幸宏
(コード番号 9006 東証プライム市場)
問合せ先 新しい価値共創室 (広報担当)
(TEL: 045-225-9350)

株式給付信託 (J - E S O P) の導入に伴う株式給付規程の制定および第三者割当による
自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績や株価への意識をより高め、取締役等と同じ視点で業務に取り組み、持続的に企業価値を高めること、および中長期的なモチベーションアップと従業員エンゲージメントの向上を目的として、一定の要件を満たす従業員 (以下「対象従業員」といいます。) に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J - E S O P)」 (以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。) を導入することおよび下記のとおり、株式給付規程 (以下「本規程」といいます。) を制定することにつき決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分 (以下「本自己株式処分」といいます。) を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

< 本制度の導入について >

1. 導入の背景

当社では、2024 年度から推進している「京急グループ第 20 次総合経営計画」において、人的資本経営の推進を経営基盤重点項目に掲げており、人的資本への投資を通じて企業価値の向上に努めております。中期経営計画における業績目標の達成、および中長期的な企業価値の向上のため、従業員が高い次元で挑戦し、その成果に報いる観点から様々なインセンティブプランを検討してまいりましたが、今般、本制度の導入を決定いたしました。

すでに当社は、2020 年度から、取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) および執行役員 (以下「取締役等」といいます。) 向けに株式報酬制度を導入しております。取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としています。

本制度の導入によって、対象従業員の業績や株価への関心が高まり、取締役等と同様に、株主・投資家の皆さまと同じ目線で業務に取り組むことで、当社の持続的な企業価値の向上につながるものと考えております。また、会社への貢献に対するインセンティブの付与により、中長期的なモチベーションアップと従業員エンゲージメントの向上が期待されます。

2. 本制度の概要および本規程の制定

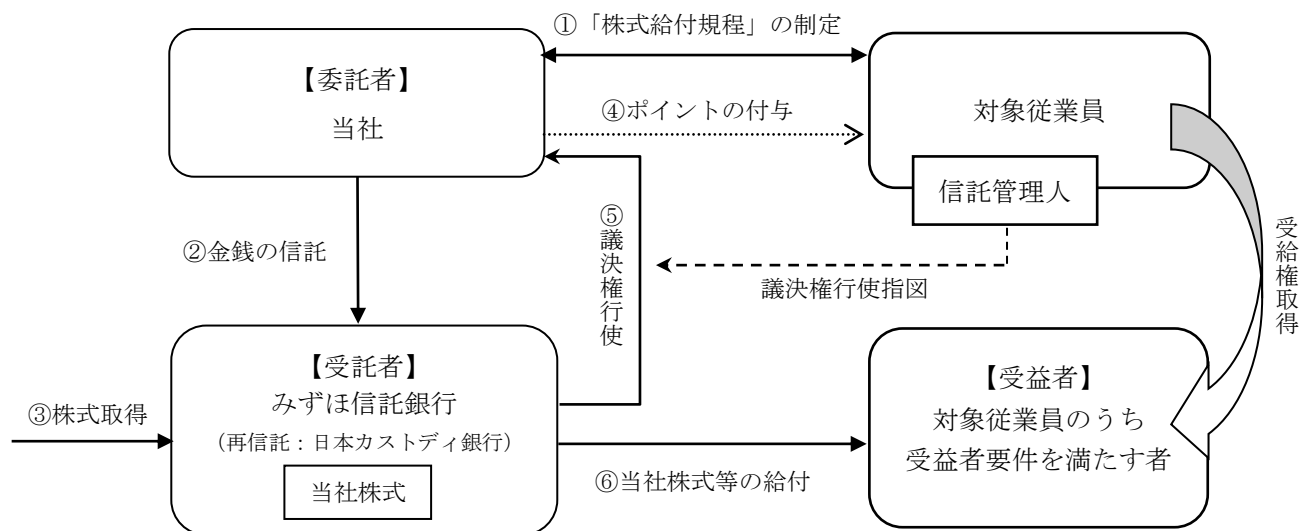
本制度は、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、対象従業員に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。なお、当社は、本日開催の取締役会において、本規程を制定することについて決議しております。

当社は、本規程に基づき、対象従業員に対し、役割等級に応じてポイントを付与します。対象従業員に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり、当社普通株式1株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。

対象従業員が本規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象従業員は、所定の受益者確定を行うことにより、ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。ただし、本規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

本自己株式処分により株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に割り当てられる当社株式は、対象従業員が給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）において保有されることとなり、ポイントの付与を受けた対象従業員であっても、給付を受けるまでの間、ポイントに相当する当社株式について、譲渡その他の処分を行うことはできません。

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき対象従業員に、役割等級に応じてポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象従業員が株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 名称 | : 株式給付信託（J - E S O P） |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 対象従業員から選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) 信託の目的 | : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること |
| (8) 信託契約の締結日 | : 2025 年 8 月 22 日 |
| (9) 金銭を信託する日 | : 2025 年 8 月 22 日 |
| (10) 信託の期間 | : 2025 年 8 月 22 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

<本自己株式処分について>

4. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2025 年 8 月 22 日(金)
(2)	処分する株式の種類および数	普通株式 200,000 株
(3)	処 分 価 額	1 株につき金 1,585.5 円
(4)	処 分 総 額	317,100,000 円
(5)	処 分 予 定 先	対象従業員 225 名 200,000 株 (注 1, 2)
(6)	そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による 臨時報告書を提出いたします。

(注 1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて対象従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として対象従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には対象従業員を記載しております。

(注 2) 対象従業員には、本制度に基づき、役割等級に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に対象従業員に給付される当社株式等の数は、対象従業員の役割等級に応じて変動いたします。

5. 処分の目的および理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として対象従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、上記 2. のとおり制定した本規程に基づき信託期間中に当社の対象従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2030 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 5 事業年度分）であり、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 275,760,547 株に対し 0.07%（2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 2,751,131 個に対する割合 0.07%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入））となります。当該処分数量は、本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,585.5 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 1,585.5 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 1,554 円（円未満切捨）に対して 102.03% を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 1,526 円（円未満切捨）に対して 103.90% を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 1,515 円（円未満切捨）に対して 104.65% を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上